

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年4月28日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所管理部門長 小林 正裕

1. 調 達 内 容

- (1) 調達件名及び数量 (単価契約) マダイ等底魚類の耳石薄切切片及び生殖腺組織切片作製業務一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期限 令和6年2月29日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 入札金額は、契約希望単価に予定標準数を乗じて算出した金額を記載された金額(当該金額に1円未満の端数を切り捨て、入札者は、消費税及び地方消費税を110分の100に相当する金額を記載した金額を切り捨て、消費税及び地方消費税を110分の100に相当する金額を記載した金額を100に相当する金額とすこと。

2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程(平成13年4月1日付け13水研第65号)第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「調査・研究」又は「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (5) 本業務を履行しうる知識、技術を有することを証明した者であること。
- (6) 仕様書を踏まえた実施体制を整備すると共に、業務責任者(分析結果における全責任を負う者)を有していることを証明した者であること。

3. 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

- 競争参加希望者は、以下により入札説明書等(入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等)の交付を受けること。
- ① 直接交付
長崎県長崎市多良町1551-8
国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所
管理部門管理課
電話 095-860-1604
FAX 095-850-7767
- ② 郵送による交付
封書に「(単価契約)マダイ等底魚類の耳石薄切切片及び生殖腺組織切片作製業務入札説明書希望」と記入し、返信用封筒(角2)に250円切手を貼付し、上記①あて郵送のこと。
- ③ メールによる交付
任意書式に「(単価契約)マダイ等底魚類の耳石薄切切片及び生殖腺組織切片作製業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

- ④ 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。また、応募又は契約の締結をおこなった場合は、ご了解願います。

9. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大、学校いづれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業務仕様書

1. 件 名 (単価契約) マダイ等底魚類の耳石薄切切片及び生殖腺組織切片作製業務
2. 業務目的 マダイ日本海西部・東シナ海系群、ヒラメ日本海中西部・東シナ海系群、ホウボウ日本海西・東シナ海海域、メジナ日本海西・東シナ海海域、マトウダイ日本海西・東シナ海海域における資源評価に資するため、耳石を用いた年齢査定により年齢・成長関係を推定するための基本データを収集するとともに、生殖腺を用いた組織切片作製と成熟状態の観察を行い、産卵期を始めとした成熟・産卵生態に関する基本データを得ることを目的とする。
3. 標 本 数 マダイ・ヒラメ・ホウボウ・メジナ・マトウダイ等の耳石(扁平石) 標本: 2300検体、生殖腺標本: 500検体。契約締結後、速やかに送付する予定。検体数は多少増減することがある。
4. 業務内容 以下の業務(1)および(2)の内容に基づき業務を行うこと。
なお、標本の引き渡し(運送)にかかる費用は当所が負担する。

業務(1) 耳石薄切切片作製業務

- 1) 水産資源研究所長崎庁舎から送付されたマダイ・ヒラメ・ホウボウ・メジナ等の耳石サンプルとサンプルリストを照合し、サンプルに間違いがないことを確認する。サンプルとリストに不整合があった場合には、直ちに担当職員に報告して対応を協議する。
- 2) 容器(マルチプレート)に保存された耳石(扁平石)をシャーレ等に1個ずつ取り出し、個体番号を確認する。必要に応じて、包埋前に耳石1検体の写真撮影を行うなど、サンプルの取り違えがないように十分に注意する。
- 3) 適宜包埋用の型枠とエポキシ等の樹脂を使用して、常法に従って1個ずつ耳石を包埋、硬化させてブロックを作成する。
- 4) 十分に硬化した耳石包埋ブロックを用い、扁平面の短軸方向に沿って(長軸方向=魚体の前後方向に垂直な方向)、中心部(核)を含む薄切切片を作成する。扁平石の前方および後方部分を扁平面の短軸方向に平行な面で微細な傷がないように研磨処理を行って、中心部を含む薄切切片とする。薄切切片の厚さは指定しないが、研磨途中に適宜顕微鏡観察を行い、輪紋の見え具合を確認する。
- 5) 薄切切片は、常法に従って封入材等を用いてスライドガラスに貼り付け、完成させる。カバーガラスは使用しなくてよい。薄切切片を張り付けたスライドガラスには、個体番号等を明記する。薄切切片は市販のプレパラートボックス等に収容する。画像の撮影・保存は必要としない。
- 6) 完成した薄切切片など作業終了後の標本返却にかかる費用は請負業者が負担するものとする。

業務(2) 生殖腺組織切片作製業務

- 1) 水産資源研究所長崎庁舎から送付されたマダイ・マトウダイ等の生殖腺(ブアン氏液入り、一部70%エタノール置換済み)とサンプルリストを照合し、サンプルに間違いがないことを確認する。
- 2) 固定液の取り扱いに十分注意する。各サンプルの個体番号を確認し、サンプルの取り違えがないように十分に注意する。
- 3) 生殖腺(卵巣)を1検体ずつ容器から取り出し、市販の解剖用メス等を用いて、魚体前後方向の中央部分から1辺の長さが5mm程度の立方体を切り出し、組織切片作製のためのブロックとする。切り出されて固定されている生殖腺は、その形状から切り出し部位を把握して、同様のブロックとする。
- 4) 魚類生殖腺組織切片作成の常法に従い、エタノール系列での脱水、パラフィン等を用いた包埋を行い、ミクロトームを用いて厚さ4~8 μ mに薄切して3~5枚程度をスライドガラスに貼り付け、ヘマトキシリン・エオシン2重染色を行って、カバーガラスを被せて組織切片とする。スライドガラスには個体番号等を

記しておく。組織切片は市販のプレパラートボックス等に収容する。画像の撮影・保存は必要としない。

5) 生殖腺切片などの業務終了後の標本返却にかかる費用は請負業者が負担するものとする。

5. 成果品 耳石切片と生殖腺組織切片を張り付けたスライドグラスをプレパラートボックス等に整理し、担当職員へ提出すること。
6. 納入期限 令和6年2月29日
7. 納入場所 長崎県長崎市多以良町1551-8
国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産資源研究所
8. その他 詳細については担当職員の指示に従うこと。
作業状況については担当職員へ逐次報告すること。
作業終了後、不備が発覚したときはやり直しを命ずる場合がある。
本業務で知り得た情報について、取扱責任者を置き、社内で適切に管理を行うこと。
業務で知り得た情報について、第三者への開示をしないこと。